

徳島労働局発表  
令和2年10月21日

【照会先】  
徳島労働局労働基準部賃金室  
室長 伊坂 卓司  
賃金指導官 森 恵子  
電話：088(652)9165

## 徳島県特定最低賃金の改正について

### － 3業種の特定最低賃金、答申出揃う－

徳島県内の3つの特定の産業に適用される「特定最低賃金」について、徳島地方最低賃金審議会（会長 上原克之 徳島大学大学院准教授）は、徳島労働局長（日根 直樹）に対し、以下のとおり引き上げるよう答申を行いました。

#### 1 答申額（答申の概要については別添をご参照ください。）

特定最低賃金件名	答申額	前年との比較	答申日
徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金	875円	現行873円から 2円引き上げ	10月5日
徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	928円	現行925円から 3円引き上げ	10月21日
徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	888円	現行885円から 3円引き上げ	10月20日

#### 2 経過

労働団体から、3つの業種に係る特定最低賃金について金額の改正を求める申出があり、令和2年6月30日、徳島労働局長より徳島地方最低賃金審議会に対し、改正の必要性の有無に関する諮問を行いました。令和2年8月21日、徳島地方最低賃金審議会から、改正の必要性有りとの答申を受けたため、徳島労働局長より改正決定に係る調査審議を求める諮問を行いました。

徳島地方最低賃金審議会では、9月下旬から10月中旬にかけて、各特定最低賃金ごとに専門部会を開催して、慎重に金額改正について審議を重ね、いずれの部会においても全会一致で結審し、引上げ額を答申しました。

### 3 今後

徳島労働局においては、本答申に基づき所定の手続きを進め、徳島県特定最低賃金を改正することとしています。

なお、すべての特定最低賃金は令和2年12月21日から発効する予定としています。

## 特定最低賃金の改正答申の概要

件 名	徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金	徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金					
適用する範囲	徳島県全域							
適用する使用者	徳島県の区域で各産業を営む使用者							
適用する労働者	上記使用者に使用される労働者							
適用除外される労働者	<p>(1) 18歳未満または65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務</td> <td>イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務</td> <td>イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務</td> </tr> </table> <p>(4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者</p> <table border="1"> <tr> <td>(4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者</td> <td>(4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者</td> </tr> </table>			イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務	(4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	(4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者
イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務						
(4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	(4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者							
最低賃金額	時間額875円	時間額928円	時間額888円					
答申のあった日	10月5日	10月21日	10月20日					
異議の申出期間	答申日から 10月20日まで	答申日から 11月5日まで	答申日から 11月4日まで					
官報公示日予定	11月4日	11月19日	11月18日					
効力発生予定日	令和2年12月21日							
引上げ前最賃額	873円	925円	885円					
引上げ額	2円	3円	3円					
引上げ率	0.23%	0.32%	0.34%					